

国保連合会だより



NO. 30-1
 平成30年 4月18日
 静岡県国民健康保険団体連合会
 〒420-8558
 静岡市葵区春日2丁目4番34号
 TEL (054) 253-5581
<http://www.shizukokuhoren.or.jp/>

◎ 入院時食事療養費等の見直しについて

平成30年4月1日から、入院時食事療養費及び入院時生活療養費の標準負担額（入院時の食事代）が下記のとおり変更になります。

記

		一般病床・精神病床等	療養病床	
			医療区分Ⅰ (医療区分Ⅱ、Ⅲ以外)	医療区分Ⅱ、Ⅲ
65歳未満	一般所得	一食 260 円 ⇒28年度～一食 360 円 ⇒30年度～一食 460 円	一食 260 円 ⇒28年度～一食 360 円 ⇒30年度～一食 460 円	一食 260 円 ⇒28年度～一食 360 円 ⇒30年度～一食 460 円
	低所得 (市町村民税非課税者)	一食 210 円 ※90日超で、一食 160 円	一食 210 円 ※90日超で、一食 160 円	一食 210 円 ※90日超で、一食 160 円
65歳以上	一般所得	一食 260 円 ⇒28年度～一食 360 円 ⇒30年度～一食 460 円	一食 460 円 ※ 管理栄養士又は栄養士による適時・適温の食事の提供等の基準を満たさない場合、 一食 420 円	一食 260 円 ⇒28年度～一食 360 円 ⇒30年度～一食 460 円 ※ 管理栄養士又は栄養士による適時・適温の食事の提供等の基準を満たさない場合、 一食 420 円
	低所得Ⅱ (市町村民税非課税者)	一食 210 円 ※90日超で、一食 160 円	一食 210 円	一食 210 円 ※90日超で、一食 160 円
	低所得Ⅰ (市町村民税非課税者であり、かつ一定所得以下の70歳以上の者)	一食 100 円	一食 130 円 ※高齢福祉年金を受給している場合、 一食 100 円	一食 100 円

留意事項

- ※ 表中の負担額引上げ対象者のうち、指定難病患者、小児慢性特定疾病患者については負担額を据え置く。
- ※ 平成28年4月1日において、既に1年を超えて精神病床に入院している患者の負担額は、経過措置として、据え置く。
- 合併症等により転退院した場合、同日内に再入院する者についても、経過措置の対象として、負担額を据え置く。